

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

糸島市長 月形 祐二

市町村名 (市町村コード)	糸島市 (402303)	
地域名	深江地区	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月17日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

深江地区の平坦地のほとんどが田で概ね基盤整備されており、基盤整備地内で大区画の水田と深江の園芸施設団地にエリア分けがなされている。 施設園芸ではキュウリ・トマト等、露地園芸は、ブロッコリー、キャベツなど高収益型作物が栽培されている。 特徴として、基盤整備地内の水田では深江営農組合による、3年毎のブロックローテーションによる作付けが行われている。 地区内の主な土地利用は、米・麦・大豆経営体が8件、ブロッコリー8件、キャベツ1件が営農している。 淀川エリアは、排水不良地や、狭隘地、傾斜地など耕作不利地が多く、担い手不足により今後の農地利活用が難しくなることが見込まれる。 園芸ハウス団地エリアは、農道や水路等の法面の一部損壊があるが、生産基盤の機能は維持されている。 基盤整備地内の水田エリアは、河口付近の水路が海水の満ち引きによる影響で水路擁壁が傾斜し、農地からの水漏れが生じている。 【地域の基礎的データ】 農業者:96人、うち団体経営体:3経営体 主な作物:水稻(酒米含む)、WCS、麦、大豆、ブロッコリー、トマト、キュウリ、キャベツ

(2) 地域における農業の将来の在り方

大区画の農地は、営農組合による3年毎のブロックローテーションによる農地利用を行っていく。 また、市内に設置しているRTK基地局を利用したスマート農業を活用し、農作業の効率化や農作業従事者の負担軽減を図る。 淀川エリアは、現在の利用者での農地利用を図っていく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	179.64 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	179.64 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区の担い手への農地の集積・集約化を基本としながら、他の農地は現在の利用者を中心に農地利用を行い、農地バンクへの貸付けを進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後も深江営農組合の管理のもと、農地集積・集約を維持する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は、農地バンクを通じた貸借を基本に農地利用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区の田は概ね基盤整備されており、機能維持のための補修等のメンテナンスを検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
必要に応じて検討するが、多様な経営体を受け入れていく際は、市はJAと連携し相談から定着まで支援を継続する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧地元負担を考慮しつつ、営農に必要な水路・堰等附帯施設の補修や改修を適宜検討し、実施していく。

